

亀岡地域農用地土壌汚染対策の経過

年 月 日	項 目	内 容
昭和 62～63年	基礎調査等	汚染対策地域の指定に係る調査
63. 1. 27	公害対策審議会諮問 (第1回部会開催)	汚染対策地域の指定についての諮問
63. 2. 13	廃棄物・土壌部会開催	現地調査及び部会審議結果の取りまとめ
63. 3. 2	公害対策審議会答申	農用地土壌汚染対策地域の指定の答申
63. 4. 25	農用地土壌汚染対策地域の指定	農用地土壌汚染対策地域及び面積 葎田野・吉川町 41.99ha 大井町 2.24ha
63. 4. 26	公 告	昭和63年4月26日京都府公報登載
63～元年	農用地土壌汚染対策計画の策定及び調査	土地利用計画 対策地域関連基礎調査(水質調査等) 土取場・改善対策工法の検討 事業費の算定、工事方法の概定
平成 元. 8. 11	農林水産省・環境庁と事前協議	対策計画府原案の協議
元. 9. 20	公害対策審議会諮問	亀岡地域農用地土壌汚染対策計画の諮問
元. 9. 20	公害対策審議会廃棄物・土壌部会	亀岡地域農用地土壌汚染対策計画の審議
元. 9. 20	亀岡市長の意見照会	亀岡地域農用地土壌汚染対策計画に係る意見聴取
元. 10. 13	公害対策審議会廃棄物・土壌部会	亀岡地域農用地土壌汚染対策計画の審議

元. 10. 24	亀岡市長の意見回答	亀岡地域農用地土壌汚染対策計画に係る意見回答
元. 10. 30	公害対策審議会答申	亀岡地域農用地土壌汚染対策計画の諮問に対する答申
元. 11. 9	農林水産大臣・環境庁長官へ農用地土壌汚染対策計画承認申請	
2. 1. 17	農用地土壌汚染対策計画承認	農林水産大臣・環境庁長官連名通知
2. 1. 29	公特事業採択申請	農林水産大臣へ
2. 1. 30	公特事業新規地区採択通知	農林水産大臣名通知
2. 3. 2	公 告	平成2年3月2日京都府公報登載

農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（抄）

（目的）

第一条 この法律は、農用地の土壌の特定有害物質による汚染の防止及び除去並びにその汚染に係る農用地の利用の合理化を図るために必要な措置を講ずることにより、人の健康をそこなうおそれがある農畜産物が生産され、又は農作物等の生育が阻害されることを防止し、もつて国民の健康の保護及び生活環境の保全に資することを目的とする。

（農用地土壌汚染対策地域の指定）

第三条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の一定の地域で、その地域内にある農用地の土壌及び当該農用地に生育する農作物等に含まれる特定有害物質の種類及び量等からみて、当該農用地の利用に起因して人の健康をそこなうおそれがある農畜産物が生産され、若しくは当該農用地における農作物等の生育が阻害されると認められるもの又はそれらのおそれが著しいと認められるものとして政令で定める要件に該当するものを農用地土壌汚染対策地域（以下「対策地域」という。）として指定することができる。

2 （略）

3 都道府県知事は、対策地域を指定しようとするときは、環境基本法（平成五年法律第九十一号）第四十三条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

4 都道府県知事は、対策地域を指定したときは、遅滞なく、環境省令で定めるところにより、その旨を公告するとともに、環境大臣に報告し、かつ、関係市町村長に通知しなければならない。

5 （略）

（対策地域の区域の変更等）

第四条 都道府県知事は、対策地域の指定の要件となつた事実の変更により必要が生じたときは、その指定に係る対策地域の区域を変更し、又はその指定を解除することができる。

2 前条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による対策地域の区域の変更又は対策地域の指定の解除について準用する。

（農用地土壌汚染対策計画）

第五条 都道府県知事は、対策地域を指定したときは、当該対策地域について、その区域内にある農用地の土壌の特定有害物質による汚染を防止し、若しくは除去し、又はその汚染に係る農用地（以下「汚染農用地」という。）の利用の合理化を図るため、遅滞なく、農用地土壌汚染対策計画（以下「対策計画」という。）を定めなければならない。

2～6 （略）

（常時監視）

第十一条の二 都道府県知事は、農用地の土壌の特定有害物質による汚染の状況を常時監視しなければならない。

2 （略）

農用地の土壌の汚染防止等に関する法律施行令（抄）

（農用地土壌汚染対策地域の指定要件）

第二条 法第三条第一項の政令で定める要件は、次に掲げるとおりとする。

1 その地域内の農用地において生産される米に含まれるカドミウムの量が米一キログラムにつき〇・四ミリグラムを超えると認められる地域であること。

2 前号の地域の近傍の地域のうち次のイ及びロに掲げる要件に該当する地域であつて、その地域内の農用地において生産される米に含まれるカドミウムの量及び同号の地域との距離その他の立地条件からみて、当該農用地において生産される米に含まれるカドミウムの量が米一キログラムにつき〇・四ミリグラムを超えるおそれが著しいと認められるものであること。

イ その地域内の農用地の土壌に含まれるカドミウムの量が前号の地域内の農用地の土壌に含まれるカドミウムの量と同程度以上であること。

ロ その地域内の農用地の土性が前号の地域内の農用地の土性とおおむね同一であること。